

○大学・公設試験研究機関との共同研究開発補助事業要領

(平成 26 年 4 月 1 日内規第 387 号)

改正 平成 27 年 3 月 31 日内規第 101 号 平成 28 年 3 月 30 日内規第 77 号

平成 29 年 3 月 28 日内規第 42 号 平成 29 年 12 月 18 日内規第 140 号

平成 31 年 3 月 27 日内規第 57 号 令和 3 年 3 月 29 日内規第 100 号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、北見市産業振興支援制度要綱(平成 26 年内規第 388 号。以下「要綱」という。)に基づき、産学官共同研究開発補助事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第 2 条 対象となる事業は、北見市と連携協定を締結している大学及び市内の公設試験研究機関の技術シーズ及び知見を活用して事業化に結びつく製品等の研究開発とする。

2 補助対象事業の期間は、補助金交付決定後から当該年度の 3 月 31 日までとする。

(補助事業への応募)

第 3 条 補助事業への応募に必要な書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 申込書(応募様式 1)
- (2) 資金収支計画書(応募様式 2)
- (3) 経費調書・収入調書(応募様式 3)
- (4) 工程表(応募様式 4)

2 補助事業へ応募する者は、前項各号に掲げる書類に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 市税の完納証明書(コピー不可)
- (2) 中小企業者等にあつては登記簿謄本(コピー不可)、団体にあつては規約と名簿、個人事業主にあつては住民票の写し(コピー不可)
- (3) その他必要と認めたもの

(補助金の限度額等)

第 4 条 第 2 条第 1 項に規定する事業に対する補助金の額は、100 万円を上限とし、予算の範囲内において評価委員会(要綱第 7 条に規定する評価委員会をいう。)で決定する。

2 補助金の交付の回数は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 同一事業に対する補助金交付は 1 回限りとする。
- (2) 同一事業者に対する補助金交付は 3 回までとする。ただし、大学及び公設試験研究機関は除く。

(補助金の交付申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、北見市補助金等交付規則(平成18年規則第67号。以下「補助金規則」という。)に定める別記様式第1号により申請するものとする。

2 前項の補助金の交付決定、実績報告、額の確定等の手続及びこれらに使用する書類の様式については、補助金規則の定めによるものとする。

(知的財産権等)

第6条 本共同研究の実施に伴い発明等が生じた場合には、申請者(市内中小企業者等、個人事業主(新規創業者を含む。))及び大学・公設試験研究機関は、速やかに市長及び相互に通報しなければならない。

2 本研究の実施により得られる知的財産権の申請者(市内中小企業者等、個人事業主(新規創業者を含む。))及び大学・公設試験研究機関それぞれの持分の帰属等については、相互に協議するものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月31日内規第101号)

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月30日内規第77号)

この内規は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月28日内規第42号)

この内規は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成29年12月18日内規第140号)

この内規は、平成30年1月1日から施行する。

附 則(平成31年3月27日内規第57号)

この内規は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月29日内規第100号)

この内規は、令和3年3月29日から施行する。